

滋賀県パートナーシップ宣誓制度(案)について

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年法律第68号)の趣旨にのっとり、①性の多様性に関する県民の理解を深めるとともに、②パートナーの関係性を認めてほしいという当事者の思いに応え、また、③生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指して、「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」の創設に向けた検討を行い、骨子案を作成し、県民政策コメントにより、意見・情報を募集した。

1. 県民政策コメントの結果概要

- (1)実施期間 令和6年3月21日から4月22日まで
- (2)意見の件数 17人 47件
- (3)提出された意見・情報ならびに県の考え方および対応 別紙1のとおり

2. 制度概要

- (1)制度の名称 「滋賀県パートナーシップ宣誓制度」
- (2)根拠規定 「滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱(案)」 別紙2のとおり
- (3)宣誓者の要件

一方または双方が性的指向(恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向をいう。)が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティ(自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無または程度に係る意識をいう。)が出生時の性と異なる者である二人

- ① 成年に達していること。
- ② 配偶者がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- ③ 宣誓に係るパートナーと近親者でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。
- ④ いずれか一方が滋賀県内に住所を有しているか、または滋賀県内への転入を予定していること。

3. 宣誓の方法

対面により次の手順で行う。

- ① 必要書類の提出 → ② 本人確認 → ③ 宣誓書受領証等の交付

4. 本制度に対応する県のサービス

- ・県は、本制度の趣旨により、法令等の範囲内において行政サービスを提供する。 別紙3のとおり
- ・なお、市町や民間事業者等に向けては、法や制度の趣旨について周知を行い、サービスが提供されるよう理解を求める。

5. 県内市町の宣誓制度との関係

現在、パートナーシップ宣誓制度を実施している県内市町の住民は、県と市町のいずれか、または両方において宣誓を行うことができるものとする。

6. スケジュール

(1) これまでの経過

令和5年10月18日	滋賀県人権施策推進審議会(宣誓制度の状況)
12月15日	総務・企画・公室常任委員会(宣誓制度の状況)
令和6年 2月 5日	滋賀県人権施策推進審議会(骨子案)
3月 8日	総務・企画・公室常任委員会(骨子案)
21日	県民政策コメントの実施(骨子案)
~4月22日	
6月 17日	人権施策推進審議会(制度案)

(2) 今後の予定

7月	総務・企画・公室常任委員会(制度案)
令和6年度中	制度開始予定